

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

## 第1準備書面

2024年8月2日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 愛須 勝也

弁護士 諸富 健

外10名



請求の趣旨第1項の遅延損害金起算点について、以下補充説明する。なお、略称は訴状の例による。

1、本件は、被告奈良市が被告国に原告の個人4情報を提供し、被告国が原告の個人4情報を取得・保有・利用したことにより、原告のプライバシー権・自己情報コントロール権を侵害したことについて、国家賠償法第1条第1項に基づき、原告の慰謝料および弁護士費用を請求するものである。

被告奈良市の被告国に対する原告の個人4情報提供は、2023年1月30日に両者が締結した覚書に基づくものであり、この時点で原告のプライバシー権・自己情報コントロール権の侵害は確実なものとなった。

両者の覚書締結自体、原告のプライバシー権・自己情報コントロール権を侵害する違憲・違法な行為であり、この締結日である2023年1月30日を遅延損害金の起算点とするものである。

2、被告奈良市及び被告国は、2023年2月に原告を含む募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供した事実を認めているが、その日付がいまだに不明である。そこで、被告奈良市及び被告国は、当該紙媒体の提供が2月の何日だったのかを明らかにされたい。その回答があれば、遅延損害金の起算点の変更について検討する。

以 上